

## 平成16年度福岡家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年2月21日(月)午後1時10分
- 2 場 所 福岡家庭裁判所大会議室
- 3 組織委員数 14人
- 4 委員の出欠

### ■ 学識経験者

福岡家事調停協会会長	寒 竹 剛 (出)
福岡法務局人権擁護部長	佐々木 正 光 (欠)
福岡県警察本部生活安全部長	森 紀久雄 (出)
福岡市男女共同参画推進センター館長	野 口 郁 子 (出)
福岡大学副学長	新 関 輝 夫 (出)
西日本新聞社論説委員会委員	井 出 俊 作 (出)
福岡県中学校長会(吉塚中学校長)	田 代 時次郎 (出)
(社)成年後見センター・リーガル サポート福岡県支部執行管理委員長	藤 江 美 保 (出)

### ■ 弁 護 士

弁 護 士	池 田 耕一郎 (出)
同	原 田 直 子 (出)

### ■ 検 察 官

福岡地方検察庁次席検事	木 村 敏 文 (出)
-------------	-------------

### ■ 裁 判 官

福岡家庭裁判所長	湯 地 紘一郎 (出)
福岡家庭裁判所判事	甲 斐 誠 (出)
同	吉 田 京 子 (出)

- 5 議事の経過及び結果  
別紙のとおり

(別紙)

### 議事の経過及び結果

#### 第1 家庭裁判所委員会準備会

別紙1のとおり

#### 第2 家庭裁判所委員会

別紙2のとおり

(別紙1)

家庭裁判所委員会準備会(13:10~14:00)

- 1 所長あいさつ
- 2 平成16年9月22日付け新委員選任についての説明

### 3 委員の自己紹介

#### 4 議事概要

##### ■ 委員長の選任

###### ア 確認事項等

委員長に湯地委員（家裁所長）を選出する。

###### イ 出された意見等

湯地委員：委員長については、委員会は継続的なものであるため、その途中で例えば1人、2人の委員の交代があっても、委員長が交代しない限りはその委員会で選ばれた委員長はずっとそのままということになるかと思う。ただ、所長自身も任期が2年で切れるため、その時点で改めて委員長とするかどうかを委員会で判断してもらうことになる。所長も、その任期については特別の定めはない。

原田委員：委員の任期が終了して入れ替わると、新しく委員長を選任するのが普通のやり方と思っていたので、今の説明では違和感があるが、それが良いか悪いかは判断がつかない。

湯地委員：今後は法曹関係委員と学識経験者委員とでは、常に任期が切れる時期が違って来るため、その点では、一斉に全員が交代するという形にはならない。

原田委員：選出方法については、他の委員もこの方法が良いのであれば構わないと思うが、平成15年度の新しい家庭裁判所委員会となった際に、委員長の選任については所長が適当との意見があったが、私は、その時に家庭裁判所に意見を述べるという委員会の性質上、所長でないほうが良いのではないかという意見を述べて議論した結果、当面所長ということになったが、それは固定しないでほしいという意見を述べたところである。所長が退官した後に新所長に代わって、また新所長が委員長をすることになれば、所長がずっと委員長を務めるのが慣例になるのではないかと、少々懸念している。

また、今回選任された委員についても、各委員に不満があるということではないが、福岡県警本部生活安全部長や福岡法務局人権擁護部長というように、いわゆるあて職的に運用されている委員が多いように感じる。その意味でも、委員が固定した役職の方で来るのではないかと懸念があるので、委員長が退任した時に、その後選任された同じ肩書きの委員が委員長になるという形にはしないという前提で、委員長の選任を行うのが良いのではないか。

湯地委員：裁判所の見解としては、所長がこの会の性質上、委員長であることが良いのではないかと思う。確かに意見を述べてもらう関係はあるが、新規則においては諮問事項に限らず、その他の事項についても意見を述べてもらうことになっている点で、旧規則の時よりも幅広くなっている。裁判所の運営について意見をいただき、裁判所がその意見を裁判所の運営に反映していくという性格を持った機関であると考えるので、そのようなことを委員会で実現していくためには、委員長としては裁判所の所長になるのが最も良いのではないかという意見は私も同様である。

委員の選出母体については、今回、学識経験者と地方公共団体の職員は削られ、学識経験者だけとなっている。学識経験者をどこから選任するかは、なかなか難しいところであるが、今回同じようなところから選任することになったのは、従来も学識経験者、地方自治体の方を合わせると18名の委員がおり、それを半分にしなければならないことから、少なくとも半分程度は従前のところから出してもらうのが一番適当であろうということで行ったものであり、今後もずっと同様にする訳ではない。

原田委員：委員会規則第6条で、委員長は委員の互選により選任するとあるが、先の説明では、法曹関係者と学識関係者の任期は違うと言われたが、そうになると、互選というのは、たまたま委員が揃った時にあるという意味なのか、任期がばらばらな中で互選というのがどのようにされるのか、イメージがわからないところがある。

湯地委員：私の理解としては、あくまで委員長が欠けたときにその代替りの人を選ぶことから、委員長が欠けたときの委員で選ぶということになるのではないかと。

甲斐委員：以前も議論されたが、家裁委員会が各層からの意見を聞くことの他に、委員会事務局がないので裁判所の事務局を使って色々な遣り取りをすることを考えると、互選により家裁所長を選出するのが良いのではないかと。

木村委員：基本的には検察庁も同じ意向である。

寒竹委員：私も同意見である。

池田委員：所長でいいのではないかという気はするが、やはりその都度、委員の中で選任されたという形はあった方が良くと思う。所長がなっていたところ、途中で交代したので私がなりますという形よりは、皆の意思が一致した結果、所長となったという形の方が今後議論を進めて行く中ではいいのではないかと。

野口委員：私は、地方裁判所委員会にも加わっているが、その時も誰を委員長にするかという点でかなり議論があり、様々な意見がある中で、地裁所長が委員長に選出された。と言うのは、事務局を裁判所の職員が担当しており、色々な事務的な仕事は大変であり、委員長と常に連絡、連携しながら進めないと、外部の者がいきなり行ってもなかなか入りにくいし、委員会を開くのに様々な手続や連絡調整などが必要になることから、そのような意味でも永久に所長を委員長にするのではなく、初めての試みでもあったので、慣れるまで当分は所長がいいのではないかという論議があり、地裁所長が委員長に選出された。非常に活発に委員会がなされているが、一年間を振り返った総括の中では、所長が委員長を務めたことも、事務的な点や連絡の点でうまくいったためではないかという総括をしていたところである。いろいろ議論しながら、誰が委員長にふさわしいかを定めることは大変大事なことだと思うが、私自身もほとんど裁判所のことを知らないで、委員長になれと言われてもできないわけであり、各委員もお互い忙しく、すぐになれと言われても難しい方も多いのではないかと思う。そういう意味では、家裁の所長になって、これが未来永劫に続くのはおかしいかもしれないが、当面は所長をお願いしては

どうかと思う。

湯地委員：未来永劫に所長になることは規則も予定しておらず、事情が変われば委員の意見で最終的には決められる問題ではあるが、当面は所長が委員長になることでよろしいか。

池田委員：家裁委員会の回数は、多くて年2回であり、例えば、次回開催時に湯地所長が交替したということになると、1回ごとに委員長が変わる形になるため、議事の継続性も必要ではないかという気もする。所長が委員長になることは、今までの結論としては、ふさわしいのではないという話であるが、例えば回数をもう少し増やして、1回選任された委員長が関わる委員会が少なくとも2、3回あるとか、そういう形にした方が充実した議論ができるのではないかと思う。委員会の都度、委員長が交替となると、せっかくの委員会が充分な議論ができないのではないかと思う。

原田委員：回数の中では、地裁委員会は5、6回開催されているかと思うが、この1年間でも委員の交替を考えると、年2回程度では本当に同じメンバーで議論することは1、2回程度しかなく、前回7月の委員会の際にも回数をもう少し増やしたほうがいいのではないか、お互いに委員がその程度の回数では知り合う機会が少ないのではないかという意見も出たところである。

湯地委員：各地の裁判所の回数やテーマを見ると、回数的には年2回程度が多いのではないか。委員の方から常時、例えばこんな事項について委員会で討議してもらいたいというようにテーマを出してもらうことは、いつでも構わないことになっている。その場合、緊急性があり、各委員の御意見をうかがった方がよいのではないかということであれば、開催することもできると思うので、取り上げるテーマがあれば、裁判所にお寄せいただきたい。

森 委員：私は初めて参加させてもらうが、昨年7月に16年の第1回が開催されているが、私は現ポストに平成16年3月に就任していたので、あて職できちっと回して欲しいし、そうでなければ任期2年をきちんとしてほしい。

湯地委員：あて職ということではなく、形としてはその地位にある委員個人にお願いしていることになる。そのため、委員個人が辞任等しない限りは委員の委嘱は続くことになるので、任期の期間中はその方が委員になってもらうことになる。森委員が、今の職務から別の職務に異動された際に、森委員が辞任して後任者が適当であるということになれば、そこで改めて選任手続を執ることになる。

湯地委員：ほかにご意見がなければ、湯地委員を委員長に選出するというでよろしいか。

全員：了承する。

## ■ 新委員長挨拶

(湯地委員長)

これからは私が委員長として、当委員会の会務を統括させていただくこととなります。色々行き届かない点も多いことと思いますが、何なりと遠慮なく御意見をお聞か

させていただきますようよろしくお願い申し上げます。

我が国の司法の在り方については、平成13年夏に政府の司法制度改革審議会から意見書が提出され、その後、同意見書に基づいた改革実現のため、次々と立法や制度改革がなされつつあることは皆様もご承知のとおりであります。家裁委員会は、家庭裁判所の運営に際して、裁判所以外の方々の御意見も反映できるようなものにするため、家庭裁判所が昭和24年に発足した当初から設けられていたものであります。平成15年に地方裁判所にも同様の委員会が設けられることになったのに併せて、最高裁判所によって平成15年3月に新しい家庭裁判所委員会規則が制定され、同年8月から施行されて装いを新たにいたしました。新任、再任の学識経験者として選任された委員の方々及び従前からの法曹関係委員の方々には、今後とも当家庭裁判所委員会の運営についてご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

家裁から皆様にこの席で発表を予定しておりますテーマは、少年保護事件についての「試験観察制度及びこれに伴う補導委託制度」です。今回このテーマを取り上げました理由は、前回の平成16年7月7日に開催されました当委員会のテーマが、参与員の関与した離婚訴訟の模擬裁判と、これを中心とした意見交換でありましたので、今回は家裁の職務のもう一つの柱である少年事件に関するテーマを取り上げるのがよいと考えたこと、及び試験観察制度は一定期間少年の動向を見た上で少年の最終的処遇の決定に至る制度であります。試験観察期間中は通常、家庭裁判所調査官が調査の延長として少年に対し教育的働きかけを行うものであることから、裁判官、書記官の役割のほか、特に調査官の職務内容を理解していただきやすいと考えられること、また、補導委託は裁判所が民間の篤志家のご協力を得て運営している点で極めて特色のある制度であることなどから、今回プレゼンテーションのテーマとして試験観察制度を取り上げたものであります。

プレゼンテーション終了後の意見交換の場では、昨年4月に家裁に移管されました人事訴訟の実情等も御紹介を予定しておりますが、プレゼンテーションのテーマや裁判所からの紹介事項に限らず、その他幅広く意見交換を行いたいと考えておりますので、率直かつ建設的な御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

#### ■ 委員長代理者の氏名

##### ア 確認事項等

新委員長に選出された湯地委員は、福岡市男女共同参画推進センター館長の野口委員を委員長代理に指名した。

##### イ 出された意見等

委員長：委員会規則で、委員長が事故のときに代理を務めていただく方を決めておく必要があるところ、従前は福岡市男女共同参画推進センター館長の野口委員にお願いしていたことから、今回も野口委員にお願いしたいと思うが、よろしいか。

野口委員：了承（全員異議なし。）。

(別紙2)

家庭裁判所委員会（14：00～16：30）

## 1 プレゼンテーション

「試験観察制度及びこれに伴う補導委託制度について」

- 制度及び運用説明
- 少年の再犯率等の統計数値について
- 親子合宿について

## 2 意見交換

次の論点等についてフリートーキング形式の意見交換を行った。具体的な意見交換の内容は、別紙3のとおり。

- 試験観察制度について（プレゼンテーションに関する質疑応答を含む。）
- 人事訴訟の現状（調停との関連を含む。）及び参与員制度について
- 家裁の運営に対する意見等

## 3 閉会

なお、希望する委員に対して、庁舎見学を実施した。

（別紙3）

### 福岡家庭裁判所委員会議事概要

平成17年2月21日

## 1 試験観察制度について

（池田委員）

私が付添人を担当した男子少年で親子合宿に参加した子がいたが、非常に良かったと述べていた。私がある時感じたのは、男子少年の場合、小学生くらいの頃は、父親と野球をしたり釣りに行くなど、会話をする機会が多いが、中学生くらいになると、会話のきっかけをお互いにつかめず、母親とは会話するが父親とは会話しない少年が多いと思う。

そこで、①参加する保護者は、父親と母親のどちらが多いのか、②女子少年と男子少年の参加する割合はどうか、③プログラムとして、登山や工作を行い、そこで親子の話題が出たりとか自然な交流ということがあったとのことであるが、調査官側から意図してレクチャーを実施したり、目的意識を持って投げかけたりすることはあるのか、それとも、自然な親子の交流をメインにしてなるべく調査官は接触しないと形をとっているのかということについて、お尋ねしたい。

（大島家裁調査官）

保護者の関係では、父親の参加が圧倒的に多く、母親の参加はこれまで2人程度である。

参加少年の男女比については、これまで全て男子少年であるが、男女混合となれば、それに応じた態勢等を組む必要がある。また、プログラムへの調査官の関与については、調査官としては、プログラムにうまく少年が乗れているか、親子の間でコミュニケーションがとれているかという観察をしながら、さりげなく親子の間のつながりをしたりというような役割をとっているし、プログラムの節目節目では、親子に振り返ってもらい、次につながるという意味合いで、まとめの会を2回程度開いている。

（池田委員）

今後の課題として、3組以上の参加がよいのではないかとということで、支部からの参加

もあればよいとの話があったが、参加人数としてはどの程度まで可能なのか。

(大島家裁調査官)

現時点では、3組から5組の参加が適当ではないかと考えている。

(新関委員)

少年非行の原因の1つとして、人間関係が希薄化しているのが大きな原因だと言われている。例えば家庭では、少子化で兄弟が少なくなってきたり、経済的に豊かになり個室がもらえたり、テレビゲームによって人との接触が余りないとか、地域活動になかなか子供が来ないということもある。私としては学校入学後、例えば小学校のときに1、2か月ぐらい親から離して合宿したらどうかとの考えを持っている。それにより、社会性などを身に付けてくるのではないかと思う。その点からすると、親子合宿は極めて正しいことではないかと思う。

そこで質問したいが、第1点目として、何歳ぐらいまでならば有効なのか、第2点目として、ソーシャライゼーションという点から言うと、友達や他人との付き合いも大事になると思われるので、子供同士の合宿というのは考えられないのか。子供同士で登山等を作りながら観察をすることで、いたわりや思いやりの気持ちが生まれるのではないかと思う、その辺りはどうか。

(大島家裁調査官)

年齢については、下は15歳、中学校3年から、18歳、19歳にまで渡っていると思う。

年齢に関わらず、親子は非常に効果があると思う。

(委員長)

最初から試験観察を目指して試験観察にする少年と、試験観察をしているうちに、これは親子合宿で親子の信頼関係を築くのが適当ではないかということで親子合宿に参加させるという2種類あるようである。このように、必ずしも一律に親子合宿の対象者を選んでいるので、年齢で区切るのが難しいのではないかと思われる。

ところで、東京家裁では子供だけの合宿を実施しているようであるが、首席家裁調査官において、その辺りの実情を何か把握されているか。

(大谷首席家裁調査官)

東京家裁では、いわゆる子供達の輪、あるいは体験的なつながり、その中で子供達の成長を促すことを目的に、相当以前から取り組みがなされている。例えば、友達の背中を持って体を支えて、直線で後ろへ倒れると恐いわけであるが、それを人が支えてくれることで体験的に自分自身も感じていくというような手法を取り入れた色々な体験的なゲーム等を行ったり、具体的な子供達のグループワーク的な話し合いを行うなどして、その中で人が何を考え、どういったことを受け止めているのかを体験させながら、2泊3日程度の合宿を行っている。

(吉田委員)

ある庁では、少年だけで登山をさせたり、大学生と一緒に登山をさせる庁もある。

また、試験観察と、改正少年法で明文化された保護者に対する措置と一緒にして、いろんな社会奉仕活動に親子で参加させるという試みが全国的に行われている。親子で落書き消し等の社会奉仕活動に参加したり、街頭パトロールに参加したり、城址公園内の除草活

動や地域の公園清掃，あるいは特別養護老人ホームで介護等の援助をするというように，福岡家裁でも以前からこのような試みを取り入れて行っている。

原付バイクを盗む少年の講習の一環として，福岡家裁の場合は，中学生ぐらいで無免許運転をした少年を毎月1回か2回，20人程度の集団で親子とも家裁に呼んで，原付バイクの無免許運転で捕まった後に再非行がないか，夜遊びや家出とかの問題点はないかということを確認した上で，調査官がきちんとした講習を行っている。その外，保護的措置を充実させるということで，シンナー経験のある少年にはシンナー講習を実施している。

(新関委員)

大学ではコラボレーションということがあり，その際に，ボランティアなどをすると，罰を受けているという気分にならないかということがある。親子合宿で非常に良かったのは，登山や工作という罰ではないプラスになる楽しみがあることである。そのようなことが，大事ではないかという気がする。

(吉田委員)

老人ホームの介護などに参加させる際にも，罪滅ぼしで行くのではなく，お年寄りから色々教えてもらって，社会的な視野を広げるという意味で行くんだよということを事前に説明しているが，非常にうまくいく例もあれば，そこまでいかない例もある。

(野口委員)

親子体験教室というのが1回でいいのかなという考えもある。そのようなNPOとかボランティアグループというのは，福岡にもあるのか。また，親子体験は今のところ男の子だけの説明があったが，女の子と親という組合せでは実施できないのか。

(吉田委員)

最初は大部屋で実施することから出発した経緯もあり，男子少年について実施しているが，もう少し工夫をすれば，女の子と親の組合せでも実施できるかと思う。女の子に対する保護的措置としては，老人福祉施設での介護経験がメインになっているような感じがする。NPO法人やボランティアグループについては，支部でも未認定の施設に補導委託をお願いしている支部もある。当庁でも，これから開拓していこうという段階になっている。

(森委員)

警察においても，各警察署ごとに，処分の終了した子供達に対して，例えば非行少年グループに母校の掃除を行ってもらったり，そば打ち道場などを開催したり，元暴走族の奉仕活動として清掃活動を行ったり，スポーツ，バスケットボール大会を開催して意識を高めたりということを行っており，かなりの効果が上がっている。これらの取組を通じて感じるのは，第1点目として，親子参加型ということで，親が参加するところはまだまだ大丈夫だと言えるが，親が監護能力等をなくして，全く放置状態になっているというところに問題の根元があるように思う。第2点目として，試験観察の中でこのような取組を行うことで効果があるということであれば，次の段階の保護処分である少年院等の中で矯正する過程の中に，そのような取組が行われているのかという点である。

次に親子合宿では登山を行っているが，登山時の事故防止のことを考えると，悪ふざけ，あるいは故意に変なことをすると，かなり厳しい状況の事故が生まれるのではないのか。また，親子合宿を実施するに当たっての予算はどのようになっているのか。

(春田主任家裁調査官)

予算については、少年分は通常の補導委託の少年と同様に、1日当たり幾らという形で出るが、保護者の分は出ないため、保護者に5000円程度を負担してもらっている。また、事後が起きた場合については、一義的には受託者の方の問題になることも考えられるが、怪我をした場合には保障が効く場合もある。

(森委員)

少年院などにおいては、このような矯正教育はどのように行われているのか。

(大谷首席家裁調査官)

それぞれの少年院等で、かなり工夫された取組が行われている。例えば贖罪教育をグループワークで実施している少年院や、登山活動等を行っている少年院もある。例えば、人吉農芸学院では、韓国岳への登山活動を毎年実施しており、かれこれ2、30年になるのではないかと思うが、これには九州の矯正管区内の少年院から参加している。また、女子だけでは、海での水泳活動を通して交流を図るという取組を、沖縄女子学園が20年近く実施しているのではないか。それぞれの少年院が、少年たちにどのような働きかけを行えば、より効果を持って立ち立っていくのかを一生懸命検討されているのが現状だろうと思う。特徴のあるものとしては、それ以外にも、ロールレタリング、親に対して手紙を書く活動とか、自分から自分に書くとか、役割を意識しながら、その人の気持ちになって手紙を書くというような指導を行っているところもある。

(井手委員)

家裁においては、新たな補導委託先を確保したり、開拓することに苦労しているのではないか。制度的に、もっとしっかりしたものにして、受託先も安心して引き受けることができるような制度にすべきではないか。そのためには、予算が充分必要になるのでと思うが、家裁として現在抱えている問題点等を率直に聞かせてもらいたい。

(春田主任家裁調査官)

過去においては、非行少年を預かって一緒に暮らすことから、やはり心配だとか、近所に迷惑を掛けたらどうしようとか、万一のことが起きた際の補償はどうなるのかといった面で、最終的にはご家族の理解が得られなかったりして、補導委託先を引き受けてもらえなかったこともある。

委員におかれても、ここはどうだろうかというところがあれば、是非とも裁判所の方に情報提供していただければと思うので、よろしく願いしたい。

(井手委員)

補導委託先の確保については、全国的に同じような悩みを抱えているのか、また、補導委託先の数については、他県においても同条件なのか。

(春田主任家裁調査官)

各県の規模にもよるが、福岡は比較的充実しているのではないか。それでも、恐らく10年ほど前と比べると、厳しい条件になっていると思う。ここ数年でも3人の委託先の方が亡くなっており、高齢化が進んでいる状況である。おそらく他の庁も、懸命に委託先確保をしていると思われる。家裁としては、とにかく住み込みで働かせてもらえる身柄付き補導委託先を、1つでも2つでも増やしていきたいと考えている。

(委員長)

補導委託の概要について御理解いただけたと思うので適当な委託先があれば是非とも御

紹介いただきたい。

## 2 人事訴訟の現状（調停との関連を含む.）及び参与員制度について

（委員長）

平成16年4月から家裁に移管された人事訴訟の現状について御紹介したい。

昨年4月から家庭裁判所で審理裁判がなされるようになり、調査官が関与して親権者の指定等に関する調査ができるようになったり、一般から選任された参与員が審理に関与して意見を述べるができるようになったところである。

（西本家事首席書記官）

家裁移管後の新受事件の動向は、ほぼ前年並みが予想されるが、移管直後の4月には、新法施行を待っていた方の申立があったものの、その後は落ち着いている。終局件数については、12月末現在で43件あり、内訳は判決14件、和解17件、取下げ8件、移送回付4件となっている。

参与員の関与状況については、人訴事件の証拠調べは10月から本格化し、関与事件数は10月3件、11月6件、12月4件、1月5件となっており、対席事案ではほとんどの事件に関与している。人訴の参与員候補者については、昨年は福岡市等の民生委員、商工会議所、PTA、社会福祉協議会、YWCA、後見関係のリーガルサポート等の団体に依頼して38人程度を確保しているが、今後は50人以上を確保したい。参与員候補者の年齢については、壮年層と男性の40歳代を確保したいと考えているが、なかなか難しい状況である。

調査官による事実の調査も11月から本格化しており、今まで13件の調査命令がなされている。

人訴移管を踏まえて家裁においては調停充実に取り組んでいる。これは、離婚紛争の解決というのは、これまでの夫婦関係の清算のほか、将来に向けての整理といったように、周情的なケアをするものと言え、特に子どもの関係に関してはそのような側面が強いことを考えると、調停による紛争解決の充実を図る必要がある。このような取組方針により、調停委員のモチベーションが変わってきている。例えば、調停技術の向上を図ろうと努力しているし、調停技法の研修を行うなど、調停委員としての資質の向上に力を入れている。また、家裁調査官の調停関与も積極的に進めており、効率的な関与の在り方を色々検討しているところである。

（原田委員）

利用者の満足意識を見る1つとして控訴率があるが、どの程度の控訴率か。

（西本家事首席書記官）

現在まで、判決14件に対して控訴は2件となっている。

（寒竹委員）

人訴事件の参与員の年齢構成は、どうなっているのか。

（西本家事首席書記官）

参与員候補者は、民生委員が多いこともあって相当高齢の方もいるが、大体60歳後半から70歳くらいが多い。今後は、年齢引き下げ、男性参与員の確保が課題である。

（新関委員）

参与員の回転率はどの程度になっているのか。

(西本家事首席書記官)

毎週ということではなく、年に3回程度になると考えている。

(委員長)

新しい人事訴訟になって、訴訟を経験された感想があれば伺いたい。

(池田委員)

調停事件が訴訟に移行したから変化があったというイメージは、あまりない。それから、調査官にすばらしい関与をしてもらい、間もなく解決を迎える事件もあり、そういう意味では、調停への調査官の関与が功を奏する機会が多いのではないかと。

(原田委員)

調停に調査官が関与して、調停委員においても意欲を持って運営に当たっていると、研修等を受けているという話を伺い、非常に充実してきたなと感じている。また、参与員の確保の問題で言うと、例えばこの前、裁判員制度のドラマがNHKであった際に、イタリアで中学校の先生が裁判員をされて、その経験を教室で話をするという例があったが、年に1回か2回ということであるから、例えば中学校の先生や新聞記者などに参加してもらい、それを、子供達や市民に返すことで、経験をしてもらえばいいのではないかと。

(委員長)

4年後には裁判員制度が始まるが、人事訴訟に参与員が関与する制度は、理念的には裁判員制度に近いものを持っている。裁判員の場合は評決権を有しており、結論を左右する立場にある一方、参与員は単に意見を述べるだけで、最終的に採用するかどうかは裁判官の裁量に任されている点は異なっているが、理念的には同じような点を持っているため、これを経験してもらえれば、学校の先生やマスコミ関係者には参考になるところもあるかと思う。この点について、学校現場は、実際そのようなことは可能なのか。

(田代委員)

社会科の教員もいるため、年に何回とか行くことは可能と思うが、実際にそれを学校に持ってきて、子供達や保護者に話をしていく部分が難しいのではないかと。

(井手委員)

新聞社の場合、持ち場によって違うが、論説としては年に2、3回であれば、比較的やれるのではないかと。

(委員長)

家裁としても、その辺りへの取組について検討していきたい。

### 3 家裁の運営に対する意見等

(委員長)

家裁への意見や提言等の御意見等あれば、お伺いしたい。

(原田委員)

7月の委員会において、広報関係や、市民からの意見をどのように受けるか、委員会の回数や件数、この委員会でも懇親会などを実施してはどうかといった点について、いくつか意見が出ていたと思うが、検討していることがあれば回答願いたい。

(丸尾総務課補佐)

広報関係では、家裁調査官補の採用試験説明会を毎年秋頃に実施しており、情報発信ということで、その概要や実施状況、参加した学生から出されたアンケート結果などを下級

裁ホームページに掲載している。調査官から説明のあった親子合宿についても、当日の実施状況の報告や、受託者の感想などを掲載している。また、少年事件担当裁判官の随筆を掲載することも検討している。参与員の関係では、福岡市近郊の市役所等を回り、参与員の手引きというパンフレットを配布するなどして、参与員に関する説明を行い、適任者の推薦を依頼するなどの取組を行った。家裁のホームページについては、各庁においてもどのような統計データを掲載しているかという状況の洗い出しをやっており、その整理も検討している。

(委員長)

田代委員は、普段あまり裁判所と接触がない立場におられるが、家裁について、こんな風にしてはどうかといった考えなどがあれば、お伺いしたい。

(田代委員)

このような会に参加して何ができるのかなというのが正直な感想である。親子合宿の話があったが、結構良い子を集めて実施しているのではないかと思う。それ以外の子供達の観察といったところについて、保護観察の保護司などが、皆が皆ではないであろうが、うまく機能を果たしていないのではないかという気もしている。

(委員長)

裁判所が保護観察処分決定を行うと、その後の手続は保護観察所が担当することになるため、裁判所としては全然関与しないことになる。そのため、個々の事案については、なかなか裁判所では把握しにくいところである。保護観察における実際の指導は、素人である保護司にお願いせざるを得ないことから、そのような問題が出てきてるのではないか。全国の保護司は5万人程度と思うが、実際はボランティア活動に頼っているような状況ではないか。

(池田委員)

田代委員の発言は良い発言だと思う。田代委員は正に現場で中学生を見ていて、しかも保護観察処遇になって帰って来た少年を見ている訳である。現場において、保護司の活動状況を見た上での発言であるため、これが何らかの働きかけになれば良いと思う。

このような貴重な意見が、どこかの運営に反映されることも重要である。

(原田委員)

ここで議論になったことは、委員会の最初に報告してもらえればと思う。それから、参与員となるべき者の選考申込書について、詳しく色々書いてもらう必要があるのかと思う。家族の状況とか健康とか既往症などの欄があるが、年に何回とか1回に何時間とかの勤務に耐えうる方というような裁判所側の希望を出して、それに合う方が応募してくださいという形にすればいいのではないか。申込書にこれだけ記載することになると、それだけでも後込みするのではないか。

(西本家事首席書記官)

申込書については、横浜家裁が作成した内容を参考にしてはいるが、一昨年、人訴の準備を行う段階で作成したものであるため、その後の状況も踏まえると、御指摘のとおり、記載事項もあまり詳しくなくて良いのではないかという感じもしている。当初考えていた状況とは大分変わってきたことから、申込書の様式も見直しを行い、簡略化する方向で検討していくことになると思う。

(委員長)

御指摘を踏まえて、どこまで必要かということを検討したい。

(藤江委員)

リーガルサポートセンターからも参与員になっている者がいるが、実態を説明すると、本人が相談を一度受けたことがあったりすると、利益相反というか、まずいことになる。また、裁判官の隣に並んで質問をするだけでもドキドキするとのことである。一般人の常識で意見を述べれば良いと言われても、現実にはそうはいかずに、変な発言をして圧力を掛けるようなことになりはしないかとか、負担を掛けることになりはしないかということで、プレッシャーが掛かりながら勉強したりしている。ある程度、家事事件に触れたことのある人間ですらそのような状況であるから、一般の方がいきなり法廷に出て、裁判官の隣に座って、何か質問はないと言われてすぐに発言できるであろうか。現実には、なかなかそうはいかないのではないか。リーガルサポート内で話したところでは、若い当事者に対しては、威圧的な物言いは止めようとか、どうするかという質問をしてはどうかという意見が出たところである。参与員の人数がどんどん増えることは良いことだと思うが、一般の人からすると、参与員となるべき人は偉いような感じに思われてしまうのは、まずいのではないかと思う。

(委員長)

参与員の選任については、裁判所で検討した上で、裁判所でまとまったものがあれば、次回に報告することにした。

他に意見等がなければ、以上をもって今回は終了することにした。

以 上